

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 ( 28209 )
地域名 (地域内農業集落名)	出合市場区 ( 但東町出合市場 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

但東町出合市場地区は、昭和60年から昭和62年にかけて出合市場共同施工により農村総合整備モデル事業(受益面積A=3.5ha)、標準区画8a~20aの整備を行っている。  
灌漑は、自然取水方式であり、用排水路の管理、農道補修や水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理については農業者・地権者関係なく集落内の日役によって行っている。  
当該地域の営農形態は、水稻栽培の面積が全体で約3haであり、地域の農地の約96%を占めている。残りの約0.15haについては、畑作として野菜を中心に栽培している。  
中心的担い手の認定農業者は1法人で、耕作面積は約2.8haの集積率が約90%である。また1.0ha以上の水稻栽培農家は現状おらず、小規模の経営体が3名おり、少ない人数で営農活動を行っている。  
当該地域は、多面的機能支払交付金事業を積極的に取り組んでおり、現在荒廃農地の発生は見られず、農道の維持管理や用排水路の維持及び更新についても活用している。  
当該地域の課題としては、集落内の高齢化が進んでおり、農地の管理が難しくなっている。  
営農自体は、認定農業者である1法人が担い手となり、地域の農地のほとんどを耕作している状況ではあるが、保全・管理の観点からは地域の方々の協力が必須となるため、今後の農村環境を守っていくための協議を進める必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域の農地利用について、現状の水稻中心の営農形態を維持しつつ、将来的には担い手への集積を進めていく。  
また、現在水稻栽培しているほ場はすべて無農薬での栽培をしているため、このまま推進していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農村総合整備モデル事業によりほ場整備を行った区域を中心に、県道及び河本川に沿った形で、将来にわたり農業上の利用が行われる農用地区域と設定する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来的には、すべての農地を現在当該地域で耕作している1法人に対し集積及び集約をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後もより効果的かつ円滑的に経営農地の集積・集約を図るため、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていくことに協力していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組みべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、若手の経営体を1人育成している状況であるため、本人や当該地域の以降も踏まえながら、担い手として確立するように関係機関とも連携しつつ取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託については、現在のところ未定ではあるが、当該地域で営農を行っている1法人が一部作業受託をし、営農活動を行っているため、今後も連携を図りながら取り組んでいく。

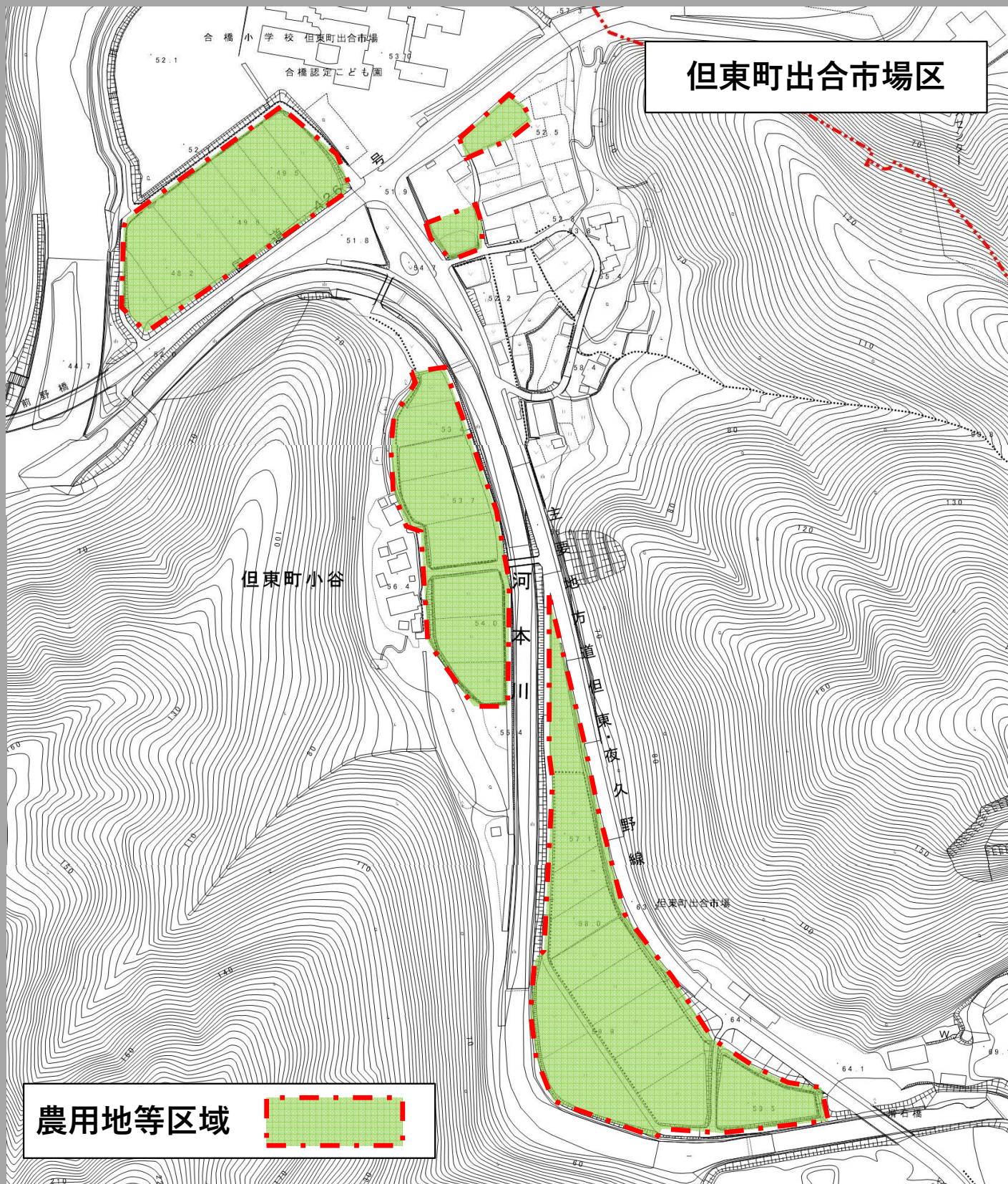
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針  
農地を囲っている獣害防止柵が老朽化してきているため、地域の日役等で随時補修作業等に取り組む。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針  
地域内の水稻はすべてのほ場で有機を導入しているため、引き続き有機栽培に取り組む。
- ③スマート農業の取組方針  
リモコン式草刈り機を一部導入しており、今後も様々なスマート農法を取り入れ、営農の効率化を図る。
- ⑦保全・管理等の取組方針  
多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑧農業用施設の取組方針  
地域の農事部が主体となり、多面的機能支払事業等の補助を活用しながら、農業用施設の補修・更新を行い、より良い営農環境を整える。

# 但東町出合市場区



農用地等区域

